明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十五日

大阪市中央区南本町三丁目六番一四号

株式会社イトウビル

代表取締役　伊藤　勲

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十五日

大阪市北区角田町梅田地下街五―一号

株式会社白牡丹

代表取締役　佐々木隆介

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十八年三月九日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式一万株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　平成二十八年三月三十日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

六、割当先　特定の第三者

以　上

平成二十八年三月十五日

名古屋市中川区好本町三丁目一〇番地

株式会社日本コンタクトレンズ

代表取締役　水谷　純

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBトリプル・クラウン・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍東京都武蔵野市八幡町一丁目一七四番地、最後の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三七六番地九三　被相続人　亡　小川　勝行

右被相続人は平成二十七年十月三十一日さいたま家庭裁判所川越支部にて失踪宣告の裁判が確定し、同年一月二十九日死亡とみなされ、その相続人は平成二十八年三月二日同庁にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日

埼玉県川越市菅原町三―六

相続財産管理人小川巳奈江

代理人弁護士　新井　賢治

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目五五六番地五、最後の住所埼玉県川口市大字小谷場七〇七番地　被相続人　亡　若杉　謙三

右被相続人は平成二十七年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日

埼玉県川口市大字小谷場七〇七番地

相続財産管理人　若杉　里美

限定承認公告

本籍北九州市門司区奥田二丁目五七八二番地四三、最後の住所北九州市門司区栄町三番一三―六〇二号　被相続人　亡　中川　尚志

右被相続人は平成二十七年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年三月七日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日

北九州市門司区栄町三番一三―一四〇九号

限定承認者　中川　静惠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0036.html

平成二十八年三月十五日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

プライムプロパティーズ2特定目的会社

取締役　中垣　光博

訂正公告

平成二十八年三月十日（号外第五十四号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「平成二十八年三月一日に」とあるは「平成二十八年三月八日に」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年三月十五日

横浜市港北区新羽町一一八〇番地二

国上精機工業ホールディングス株式会社

代表取締役　細見　章夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七六	下	一二	四年	三年
〃	〃	一四	三年	四年
七一	一	二	四八度から二二八度まで（終りから一七）	四八度から二二八度まで（終りから一六）
〃	二	一	二二八度から四八度まで	二二八度から四八度まで
〃	三	一	二二八度から四八度まで	二二八度から四八度まで
〃	四	一	二二八度から四八度まで（終りから一七）	二二八度から四八度まで（終りから一六）

（印刷誤り）

文部科学省告示第十五号（専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件）

（原稿誤り）

平成八年五月二十九日海上保安庁告示第九十七号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

平成十年七月七日（号外第百三十九号）海上保安庁告示第七十九号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

五ページ四段一六行目と一七行目の間に次のように加える。

塗色及び構造	白色	塔形		

平成十一年十一月二十六日海上保安庁告示第二百十五号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

八ページ二段終りから一三行目と一二行目の間に次のように加える。

塗色及び構造	白色	塔形		

平成十二年一月七日（号外第一号）海上保安庁告示第十八号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

七一	終りから一四	白色	やぐら形	塗装しない柱形

平成十二年二月三日海上保安庁告示第四十二号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

八二一二～二・四	一三	二・一	
〃	一六	一五二・〇	三三二・〇

平成十三年十二月二十八日海上保安庁告示第三百六十九号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

一一三	終りから七	五〇	三五〇

平成十四年一月二十四日（号外第十号）海上保安庁告示第十五号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

一二三	二〇～一九（終りから）	関門港西山区（下関港南風泊A防波堤東端）	山口県下関市（南風泊A防波堤防波堤東端）

平成十四年一月二十四日（号外第十号）海上保安庁告示第十六号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

一三一	二一	一五二・〇	三三二・〇

◉号外　三月十五日付第五七号六四ページ●同日付政府調達第五〇号二四ページ●一月二十二日付衆会第六号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）